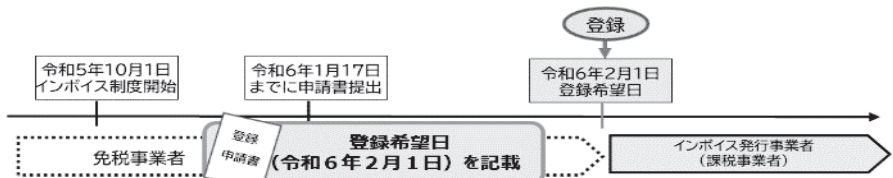


インボイス発行事業者の登録を済ませた方へ②

インボイス制度に関する改正について

- ① **免税事業者からインボイス発行事業者になられた方**
この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。(2割の特例)
対象期間:令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間
- ② **少額取引(1万円未満)について、インボイスの保存が不要**
「税込1万円未満」に該当するかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)が1万円未満かどうか
対象期間:令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ
※基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万以下の事業者が対象
- ③ **1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要**
すべての事業者の方が対象
- ④ **インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し**
免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日)を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。



※登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日に遡って登録を受けたものとみなされます。

申告漏れがあった場合には・・・

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は重加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、**売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが**税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される**加算税(過少申告加算税・無申告加算税)の割合が最大10%加重**される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。
(例) 申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

- 対象となる事業者**
- ✔ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う**個人事業者**
 - ✔ **法人**
 - ✔ 消費税の**課税事業者**
- 対象となる帳簿**
- ✔ **仕訳帳・総勘定元帳**の売上げ(収入)の金額に関する部分
 - ✔ **売上帳・現金出納帳**などの売上げ(収入)の金額が確認できる帳簿
- 会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。

◎**インボイス制度開始後の登録について**

令和6年1月1日以降にインボイスの登録をした方が、インボイスの取りやめをする場合の、消費税課税事業者の取り扱いについて。

「課税事業者→免税事業者」に戻れる時期が遅くなります。原則の通り、申告・納税の2年しぼりが発動するからです。2年しぼりとは、「登録した日から2年を経過する日の属する課税期間」をいいます。

【免税事業者へ戻る時期の例】

〔 令和6年1月1日登録 → 令和8年1月1日より免税事業者
令和6年1月2日登録 → 令和9年1月1日より免税事業者
※1日違いで課税事業者期間が1年多くなります。 〕